

第1編

第5章 国民生活を支える所得保障

婦人の年金権の確立

サラリーマンの奥さん、奥さん
名義の年金が受けられるよう
になりました。それには届け出
が必要です。お近くの市区町村
役場へ忘れず、お早くとどうぞ。

国民年金には、サラリーマンの奥さんを含めてすべての国民が加入するようになりました。

社会保険庁

婦人の年金権の確立

第1編

第5章 国民生活を支える所得保障

第1節 安定的な年金制度をめざして

昭和61年の国民生活基礎調査によれば、同年の高齢者世帯数は332万世帯となっており全世帯の1割弱を占めているが、高齢化の進展に伴い、その数は今後とも一層増加していくことが予想されている。こうした中で老後の所得保障の中核である公的年金制度の果たす役割は、今後ますます大きくなっていくものと考えられる。実際、高齢者世帯の60年の平均所得239万3,000円のうち公的年金及び恩給による所得は112万9,000円と総所得の約半分を占めており、老後の生活保障において最も重要な役割を果たしていることがわかる。

第1編

第5章 国民生活を支える所得保障

第1節 安定的な年金制度をめざして

1 公的年金制度の改革の実施

このように、公的年金制度は、現在老後における所得保障の中核として既に大きな役割を果たしているが、本格的な高齢化社会を迎える21世紀に備えるためには、公的年金制度を更に公平で安定的な仕組みとしておく必要がある。このため、給付と負担の両面で公的年金制度の一元化を図っていくことが今後の大きな課題となりており、その一環として昭和61年4月より公的年金制度の改革が実施された。

(年金改革の内容)

第1編

第5章 国民生活を支える所得保障

第1節 安定的な年金制度をめざして

1 公的年金制度の改革の実施

(1) 基礎年金の導入

この改革により、これまで自営業者等に限られていた国民年金の適用対象が民間サラリーマンや公務員及びその妻にも拡大され、国民年金は全国民に共通の基礎年金を支給する制度へと発展した。これに合わせて、厚生年金保険や共済年金は、基礎年金の上乗せとしての報酬比例の年金を支給する制度に改められ、公的年金制度は全体として二階建ての年金制度に再編成された。

具体的には、老齢基礎年金は、一定期間国民年金に加入し、その間保険料を拠出することを年金支給の条件として、拠出期間に応じて給付される。また、年金額は40年加入の場合で65歳から月額52,208円(62年度価格、59年度価格の50,000円をその後の物価スライドで増額したもの)となっている。この水準は、老後生活の基礎的な部分を保障するものとして設定されている。なお、基礎年金の給付に要する費用は、各制度からの拠出金でまかなわれ、20歳以上60歳未満の国民が公平に負担する形になっている。

この基礎年金の導入により、従来懸案となっていた多くの問題の解決が図られた。第一に、基礎年金は全国民を対象とする共通の給付であることから、公的年金の一階部分について給付と負担の両面で公平化が図られることとなった。第二に、産業構造・就業構造の変化による影響を受けない安定的な制度運営が確保されることとなった。第三に、国民一人ひとりに1つの基礎年金を支給することにより、後述する婦人の年金権が確立されたほか、重複給付・過剰給付が整理された。このほか、幼い時からの障害についても障害基礎年金が支給されることにより、障害年金の充実が図られた。

第1編

第5章 国民生活を支える所得保障

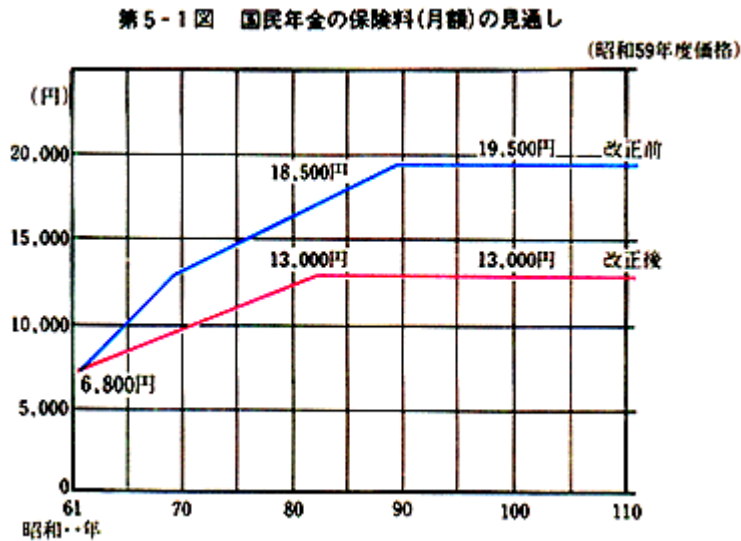
第1節 安定的な年金制度をめざして

1 公的年金制度の改革の実施

(2) 給付と負担の適正化

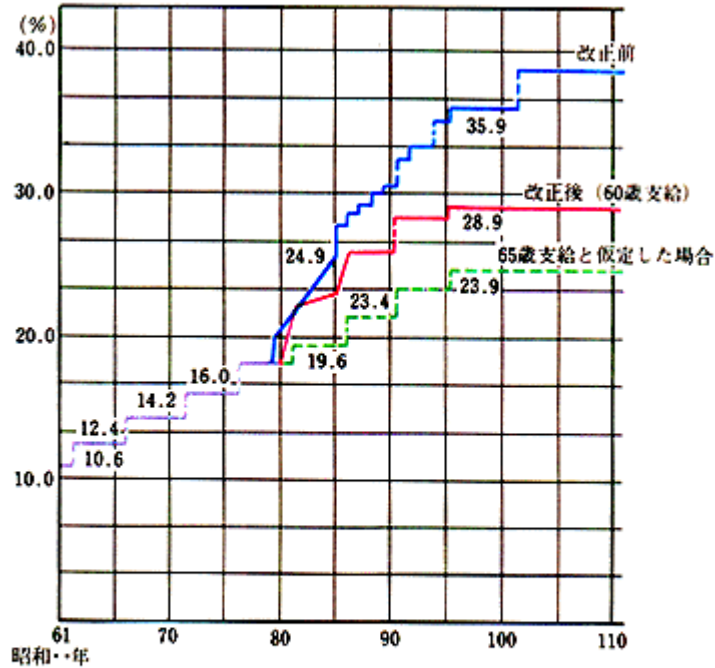
また、厚生年金保険については、将来、年金制度が成熟し、40年加入が一般的になった段階での年金の給付水準(基礎年金を加えたもの)が、現在支給されている標準的な年金の水準とほぼ同程度の水準になるように将来に向かって給付水準の適正化が行われた。この給付水準の適正化により、負担面でも将来の保険料負担が軽減されることとなった。改正前には、ピーク時の負担が、厚生年金保険では保険料率にして38.8%(現在12.4%)、国民年金では月額19,500円(59年度価格、62年度は7,400円)になるものと推計されていたが、改正後には、それぞれ28.9%、13,000円(59年度価格)にとどまる見通しとなった(第5-1図、第5-2図)。

第5-1図 国民年金の保険料(月額)の見通し



第5-2図 厚生年金の保険料率の見通し

第5-2図 厚生年金の保険料率の見通し



資料：厚生省年金局「昭和59年年金財政再計算結果」

- (注)
1. 給付改定率を5%、利率を7%と仮定してある。
 2. 65歳支給と仮定した場合は、支給開始年齢を、昭和73年度から昭和85年度までの間に65歳まで段階的に引き上げていくものと仮定してある。

第1編

第5章 国民生活を支える所得保障

第1節 安定的な年金制度をめざして

1 公的年金制度の改革の実施

(3) 婦人の年金権の確立

また今回の改正により、従来、任意加入であったサラリーマンの無業の妻も国民年金に第3号被保険者という形で強制適用されることになり、全ての婦人に自己名義の基礎年金が支給されることとなった。仮に、サラリーマンの妻が障害となったときや離婚した婦人が老後を迎えた場合でも基礎年金が支給されることになり、婦人の年金権の確立がなされた。国民年金の従来任意加入者は60年度末で745万人であったが、61年度末の第3号被保険者は1,093万人に増加しており、多くの婦人の年金権の確立に役立ったことになる。

第1編

第5章 国民生活を支える所得保障

第1節 安定的な年金制度をめざして

1 公的年金制度の改革の実施

(4) 共済年金の改革

共済年金においては,以上のような改革と併せて,将来の公的年金制度の一元化を展望し,標準報酬制が導入される(地方公務員等共済年金を除く。)とともに年金額の算定方式が厚生年金保険と同じ方式に改正された。この結果,共済年金と厚生年金保険の年金水準は,将来に向けて整合性が図られることとなった。なお,このほか共済年金においては,厚生年金保険に相当する部分の2割に相当する額が職域年金相当部分として支給されることとなった。

第1編

第5章 国民生活を支える所得保障

第1節 安定的な年金制度をめざして

1 公的年金制度の改革の実施

(5) 今後の課題

このように、先の改革により、公的年金制度の一階部分について給付と負担の両面での一元化が図られ、また、二階部分についても、将来に向けて給付面での均衡が図られることとなった。今後は、59年2月の閣議決定を踏まえ、さらに給付と負担の両面において制度間調整を進めることが課題となっており、70年を目途とする公的年金制度一元化に向けて所要の検討が進められているところである。

[年金相談]

年金制度の成熟化に伴い年金受給者が急増しており、国民の年金に対する関心も年々強まっている。しかし、年金制度自体複雑な面があるため、年金の受給権の有無や年金額について国民の問い合わせが増えてきている。このため社会保険庁においては年金相談業務の充実に努めてきている。全国284か所の社会保険事務所と13か所の年金相談コーナーが本庁とオンラインで結ばれ、個々人の加入記録により的確な相談を身近なところで受けることができる体制になっている。

第1編

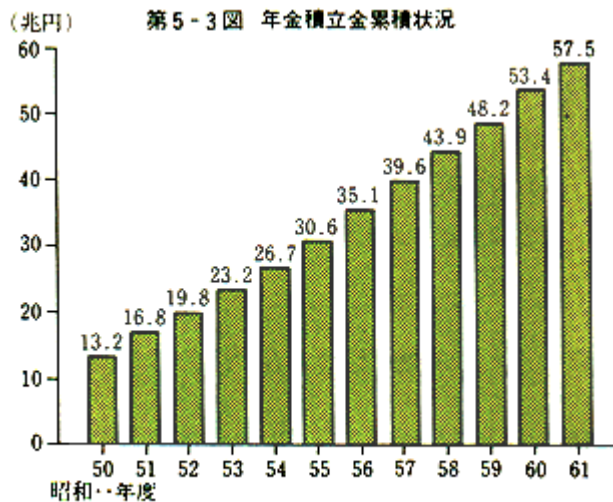
第5章 国民生活を支える所得保障

第1節 安定的な年金制度をめざして

2 年金積立金の現状と役割

公的年金制度においては、後代の保険料負担を緩和する観点から、積立金の積み立てが行われている。厚生年金保険及び国民年金の積立金の状況は第5-3図のとおりであり、昭和61年度末の積立金の総額は約57兆円に達している。

第5-3図 年金積立金累積状況



資料：社会保険庁「事業年報」

第1編

第5章 国民生活を支える所得保障

第1節 安定的な年金制度をめざして

2 年金積立金の現状と役割

(1) 資金運用部預託と還元融資事業

厚生年金保険及び国民年金の積立金は、すべて大蔵省の資金運用部に預託され、国の財政投融资の原資として住宅、生活環境整備、厚生福祉等の国民生活の安定向上に役立つ分野や道路等国民生活の基礎となる分野に幅広く運用されている。このうち、毎年度、積立金の一定部分は、特に還元融資として年金福祉事業団等を通じ、厚生年金保険及び国民年金の被保険者の生活の向上や福祉の増進に直接役立つよう年金住宅資金貸付等の分野で運用されている。

第1編

第5章 国民生活を支える所得保障

第1節 安定的な年金制度をめざして

2 年金積立金の現状と役割

(2) 年金財源強化事業の創設

現在、年金積立金の運用収益は年金給付費の4割相当を賄っており、その増大を図ることは、後代の保険料負担の急激な上昇を緩和する意味でも重要な課題であるところから、新たに62年度より年金福祉事業団を実施主体とする年金財源強化事業が開始された(62年度運用額1兆円)。

この年金財源強化事業は、年金福祉事業団が厚生年金保険及び国民年金の枝立金の預託先である資金運用部から一定の資金を借り受け、これを信託銀行、生命保険会社等の民間運用機関を活用して有利運用し、それによって得られた利差益を厚生保険特別会計及び国民年金特別会計に納付し、将来の年金財政の強化を図ろうというものである。

なお、将来にわたって還元融資事業を安定的に実施するための財源確保を目的として、61年度運用額5,000億円で発足した資金確保事業は、62年度には、さらに5,000億円(当初)の運用資金が投入されたところである。

第1編

第5章 国民生活を支える所得保障

第2節 老後保障としての企業年金

生活水準全般の向上のなかで、国民生活は多様化、高度化してきている。これに伴い、老後の生活に対する個々人のニーズも多様化、高度化しつつあり、老後の生活をより豊かに過ごすための保障を得る手段として、企業年金に対する国民の期待は大きくなってきており、昭和61年に政府が決定した「長寿社会対策大綱」においても企業年金制度の重要性が述べられている。このため、厚生省では、企業年金の中でも厚生年金基金制度が中核的な役割を果たせるようその育成・普及に努力しているところである。

第1編

第5章 国民生活を支える所得保障

第2節 老後保障としての企業年金

1 企業年金の現状

我が国の企業年金には、老齢厚生年金を国に代わって支給するとともに基金独自の年金を上乗せする「厚生年金基金」、社外に資金を積み立てる等の要件を備えたものに税法上の一定の措置を認めた「適格退職年金」(いわゆる税制適格年金)及び給付原資を社内に留保して年金支給を実施する「自社年金」がある。

第1編

第5章 国民生活を支える所得保障

第2節 老後保障としての企業年金

1 企業年金の現状

(1) 厚生年金基金

厚生年金基金は厚生年金保険の給付の代行を行うとともに、加入員及び事業主の意向に沿って、さらにプラスアルファ部分として給付の上積みを行っている。昭和61年度末で基金数は1,134,適用事業所数は9万1,000,その加入者数は厚生年金保険被保険者総数の約27%に当たる726万人に達しており、基金数,事業所数,加入員数ともに年々増加してきている。

厚生年金基金制度は41年10月に発足してから21年経過しており、逐次基金数の増大がなされてきたところであるが、全体としてはいまだ未成熟な段階にあるといえる。60年度末の受給権者の年金額総計は2,125億円、一人当たりの年金額も22万円程度である。しかし、50年度と比較してみると、年金額は19倍、一人当たり年金額は5倍と増加してきている。

なお、基金の給付の期間は終身を原則としているが、代行型・共済型を除く加算型基金では上乘せ部分の一部を一時払いとする選択も認められている。もっともこの一時金の受給割合は年々低下してきており、60年度では加算型基金では4割、全体では1割となっている。年金受給は厚生年金保険の給付とともに、老後所得の安定に役立っているといえよう。

第1編

第5章 国民生活を支える所得保障

第2節 老後保障としての企業年金

1 企業年金の現状

(2) 適格退職年金

適格退職年金は、近年中小企業などに普及が進んでおり、その加入者数は、61年度末で800万人、契約件数は7万1,000となっている。同年度末の年金受給者数は9万人であり、一方、同年度の一時金を受給した者は35万人であって、大部分は一時金を選択している。これは勤続年数が短いこと等から年金給付に結びつかないことによると考えられる。

第1編

第5章 国民生活を支える所得保障

第2節 老後保障としての企業年金

2 厚生年金基金の課題と方向

厚生年金基金は、1)企業から独立した法人であり、厚生大臣の指導監督の下で運営されるので、受給権が保全されている、2)運営面や年金の設計においても従業員の意向が反映される仕組みとなっている、3)終身にわたる年金給付を担保するための保険システムによって運営されているといった老後所得保障機能を持っている。そして、これをさらに期待される役割にふさわしい魅力あるものにしていくため、厚生省としては企業年金等研究会を設け、幅広く検討を行ってきたところである。

昭和62年7月にまとめられた同研究会の中間報告では、厚生年金基金制度の改善の方向として、1)設立要件の見直し、2)税制面の配慮、3)年金給付の充実と給付設計の弾力化の3点を挙げている。また、中間報告は、そのほか基金の具体的な育成・普及策として、事務処理の簡素合理化、通算制度の充実、運用の多様化等についても提言を行っている。厚生省ではこの中間報告も踏まえ、さらに基金制度の政善を図っていくために所要の検討を行っているところである。

第1編

第5章 国民生活を支える所得保障

第3節 生活保護とその他の所得保障

1 生活保護制度の機能と水準

生活保護は、生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長する制度であり、国民生活の最後のよりどころである。

生活保護のうち衣食その他日常生活の需要を満たすための生活扶助の基準については、一般国民の生活水準との均衡上ほぼ妥当な水準に達しているものと考えられることから、昭和59年度以降は従来の格差縮小方式を改め、一般国民の消費水準の伸びを基礎として改定する水準均衡方式により決定することとしている。

この生活扶助基準については、従来、全国の市町村を単位に1級地から3級地(1級地は大都市地域、2級地は県庁所在地等地方中核都市、3級地はその他の市町村)の3級地制をとり、地域の実態に対応した基準を設定してきている。

ところで、生活扶助基準の地域格差についてみると、一般国民の生活水準は、地域における物価差や生活様式の多様化の中で、現実に相当の格差がみられ、地域によっては、一般世帯の消費実態と被保護世帯のそれとの間に均衡を欠くところが生じてきていた。このため、中央社会福祉審議会(厚生大臣の諮問機関)は60年12月、級地制度に関してその最大地域格差(現行18%)を拡大するとともに、現行級地を細分化すべきである旨の意見具申を行った。この意見を受けて種々検討をすすめた結果、62年度から、3級地制は維持しつつ、各級地をそれぞれ2区分してこれを枝級地とし6区分に細分化するとともに、最大級地格差を段階的に18%から22.5%に拡大し、実態に対応した適切な水準を確保することとした。なお、62年度の生活扶助基準は、第5-4表のとおりとなっている。

第5-4表 標準3人世帯(33歳男、29歳女、4歳子)生活扶助基準額

第5-4表 標準3人世帯(33歳男、29歳女、4歳子)生活扶助基準額

(単位：円)

61年度		62年度		
1級地	126,977	1級地-1	129,136	(1.7%)
		1級地-2	129,009	(1.6%)
2級地	115,555	2級地-1	117,519	(1.7%)
		2級地-2	117,404	(1.6%)
3級地	104,134	3級地-1	105,904	(1.7%)
		3級地-2	105,800	(1.6%)

(注) () は改定率である。

厚生白書(昭和62年版)

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

第1編

第5章 国民生活を支える所得保障

第3節 生活保護とその他の所得保障

2 生活保護制度の現状と課題

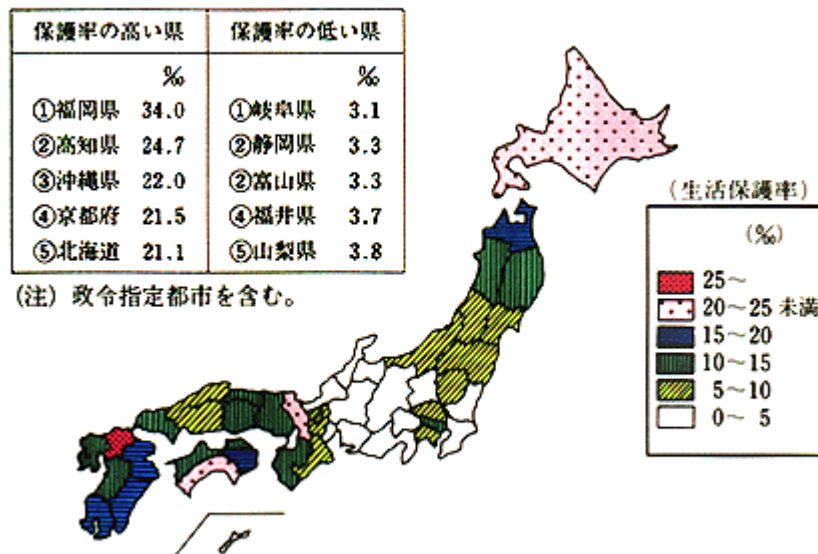
昭和61年度の被保護世帯は74万4,000世帯,被保護人員は134万8,000人である。これを世帯類型別にみると高齢者世帯が24万世帯(全体の32.3%),母子世帯が10万8,000世帯(同14.5%),傷病・障害者世帯が32万8,000世帯(44.1%)であり,これら三世帯類型で全体の90.8%を占めている。

被保護世帯数,被保護人員はともに59年度をピークとして逐次減少傾向にあり,保護率(被保護者数の人口比)も59年度の12.20/00から60年度には11.80/00,61年度11.10/00と毎年低下を続けている。こうした動向には,経済的,社会的要因はもとより,他法他施策の整備状況,制度の運用の問題等が複雑に絡みあって顕われるものであるが,なかでも,61年に年金制度が改正され,障害福祉年金から障害基礎年金への移行等による大幅な給付改善が行われた結果,被保護世帯の43.9%を占める傷病・障害者世帯の自立が増加したことや,生活保護制度の適正運用に関する取組みの推進等が影響しているものと思われる。

他方,保護率の地域的な差異は依然として著しい。61年度の都道府県別保護率の状況は,最高の福岡県34.00/00から最低の岐阜県3.10/00までほぼ11倍にわたる隔たりがある(第5-5図)。こうした地域的差異は,地域ごとの産業構造等経済的要因のほか,高齢化の進行状況等社会的要因も複雑に絡み合った結果であると思われるが,今後とも,地域の実情に見合った適正な制度の運用と自立促進方策を強力に推進する必要がある。

第5-5図 都道府県別生活保護率の状況(昭和61年)

第5-5図 都道府県別生活保護率の状況(昭和61年)



資料：厚生省統計情報部「社会福祉行政業務報告」

また,生活保護制度が,国民の最低生活を保障するという基本的役割を安定的に果し続けるためには,常に一

一般国民の生活動向や経済社会情勢に留意し、一般国民の理解と支援を得る必要がある。したがって、ごく限られた一部の受給者とはいえ不正がみられることは、制度に対する国民の信頼を損ないかねないことから、不正受給に対しては、保護費の返還及び廃止等の処分を行う等厳しく対処してきたところであるが、今後とも保護の開始時はもとより受給中についても不実の申請や不正の手段等による受給の防止について組織的な取組みを一層強化し、制度の適正な運用に努める必要がある。

生活保護制度は、国民の最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長する制度として極めて重要な役割を果たしており、被保護者の勤労意欲や自立意欲を助長していく上で、技能修得費等を給付する生業扶助をはじめ、収入認定の際、勤労に必要な経費を控除し勤労意欲の助長を図る勤労控除等の制度が設けられている。制度の運用に当たっては、ケースワーカー等によるこれら諸制度の活用に加え就労指導等きめ細かな対応が重要である。制度を活きたものとして実のある運用をする上で、これに携わるマンパワーの重要性については論をまたないところである。

一方、生活に困窮する者が保有する資産については、それを活用することが保護の要件とされているが、自立助長を促進する観点から健康で文化的な最低限度の生活を維持していくために活用されているものについては、その保有が認められているところである。しかしながら、近年、都市部における地価の高騰により一般世帯においても不動産の取得が困難となっている状況等を踏まえ、「生活保護制度運営研究会」において、不動産保有者に対する生活保護の取扱いについて検討が行われてきたところであるが、昭和60年12月にその報告が取りまとめられた。今後、報告の内容を踏まえ、不動産の保有基準の設定等具体的な作業が行われることとなる。

このように生活保護は、これを取り巻く公的な制度、さらには社会情勢によって、その運営のあり方等が大きな影響を受けるものである。したがって生活保護の運営に当たっては、社会経済情勢全般の動向等に配慮していく必要がある。

第1編

第5章 国民生活を支える所得保障

第3節 生活保護とその他の所得保障

3 障害者の所得保障

障害者がその障害を克服して自立した生活を営む上で、医療保障や障害者福祉施策に加えて所得保障の充実が欠かせない。

障害者の所得保障制度としては、年金制度がその根幹をなしている。国民年金の被保険者が障害者となった場合及び20歳前に障害の生じた者が20歳になった場合は、国民年金の障害基礎年金が支給されることとなっている。厚生年金保険等の被保険者には、障害厚生年金等も併せて支給される。昭和61年の年金改正により従来20歳前に障害の生じた者が20歳になった場合等に支給されていた障害福祉年金受給者にも障害基礎年金が支給されることとなり、年金額も1級の障害者で61年度に月額39,800円から64,875円、2級の障害者で月額26,500円から51,900円と大幅に増額された。

このほか、日常生活に常時特別の介護を要する在宅の重度障害者に対しては特別障害者手当(月額20,900円)が支給されており、20歳未満の重度障害児には障害児福祉手当(月額11,650円)が支給されている。なお、20歳未満の障害児を監護している父母等養育者には特別児童扶養手当(1級月額41,100円、2級月額27,400円)が支給されている。

第1編

第5章 国民生活を支える所得保障

第3節 生活保護とその他の所得保障

4 母子家庭等の所得保障

夫や父との離死別等により主たる所得稼得者を失った母子家庭等に対しては,母子が健康で文化的な生活を営み,遺児の健全育成をなし得るよう支援する必要がある。就労援助等の経済的自立策とともに年金等による所得保障の充実が必要である。

死別母子世帯に対しては,遺族基礎年金が支給されるほか,死別者が厚生年金保険等の被保険者であった場合には遺族厚生年金等が併せて支給される。生別母子世帯には,福祉制度である児童扶養手当(月額33,900円,61年度)が支給されている。

昭和61年の年金制度改正により,従来母子年金の受給権がない場合に一定の要件のもとに支給されていた母子福祉年金受給者にも遺族基礎年金が支給されることとなり,年金額も子供1人の場合で61年度に月額34,500円から67,467円と大幅に増額された。

なお,児童扶養手当の受給者数は,60年度(年度末現在647,606人)をピークとしてその後の年金制度の拡充及び最近の離婚率の低下を反映して若干減少傾向にある(61年度末現在634,197人)。

第1編

第5章 国民生活を支える所得保障

第3節 生活保護とその他の所得保障

5 戦没者遺族等に対する給付

戦傷病者や戦没者遺族等に対しては、国家補償の精神に基づき、さまざまな援護が行われている。所得保障の面からは、戦傷病者戦没者遺族等援護法による障害年金、遺族年金等の支給がなされている。同法による年金等の支給対象は、主として旧陸海軍の軍属や被徴用者等であり、軍人についてはほとんどは恩給法で処遇されている。これらの年金については、昭和62年度においても2.0%の増額を行ったところである。この他戦傷病者の妻や戦没者の父母、妻等の遺族に対して特別の慰藉又は弔慰のために各種の特別給付金や特別弔慰金の支給が行われている。
